

NPO法人高知こどもの図書館ギャラリー—利用規約(案)の作成

—高知市及び地方の都市におけるギャラリー—の利用規約等の現況を参考として—

学籍番号 1130123 氏名 西村 雄輔

高知工科大学 システム工学群 建築・都市デザイン専攻

NPO法人高知こどもの図書館はギャラリー整備事業を行い、図書館内の倉庫を改築し、ギャラリースペースを設けることになった。高知市及び地方の都市におけるギャラリーの事例を参考として、ギャラリーが図書館の趣旨や理念に基づいたもの、市民や他の公益団体にとって利用しやすいものとなるように、使用目的及び使用料金を中心に検討し、利用規約(案)を作成した。

Key Words: NPO 法人高知こどもの図書館、貸ギャラリー、利用規約

1.はじめに

1.1 研究の背景

1) ギャラリー整備事業

NPO 法人高知こどもの図書館では、二階の多目的スペースにおいて、多採な行事を行なっている。そのため、この多目的スペースは、現在、満杯の状態である。そこで、施設二階にある倉庫をギャラリーに改築し、展示を中心とした行事等、それに活用できる場所とする、2012 年度高知こどもの図書館ギャラリー整備事業を行った。高知こどもの図書館は、高知市の中心地に立地しているが、中心地は比較的自由に使える展示等の空間が少ない。しかし、この整備事業により、市民や他の公益団体等の展示等に係る場が確保される。また、子どもに係わる各種・多採な展示等のイベントを通して、高知こどもの図書館の活動理念の充実・強化が図れる。

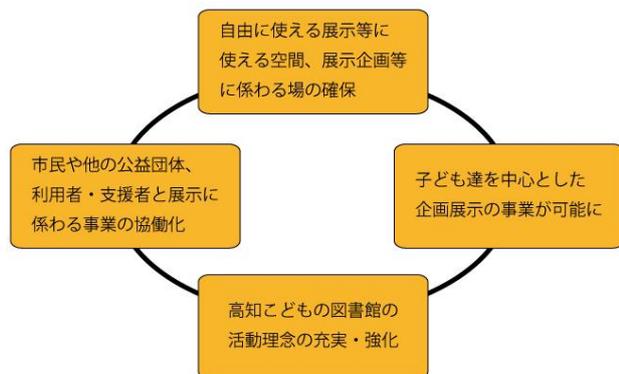


図1. ギャラリー整備事業による効果の全体像

2) 利用規約の必要性

ギャラリーのハード部分は完成したが、ギャラリーを運営するためには、ソフトとしての利用規約が必要となる。また、その利用規約は、当然、図書館の設立趣旨・活動理念に則したものにしなければならない。

1.2 研究の目的

そこで、本研究では、高知市及び地方の都市におけるギャラリーの利用規約等の現況を参考として、高知こどもの図書館ギャラリーが、図書館の活動理念に基づいたもの、市民や他の公益団体にとって利用しやすいものとなるための、利用規約案を作成する。

1.3 研究の方法と構成

研究の方法と構成は図2の通りである。

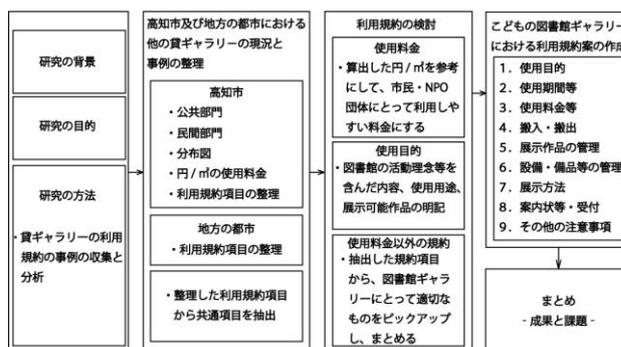


図2. 研究の構成

2.高知市におけるギャラリーの現況

2.1 高知市中心部におけるギャラリーの分布状況

図3の通り、高知こどもの図書館の周辺にはギャラリーがあまり立地していないことが分かる。また、高知こどもの図書館は文教地区のほぼ中心に位置しており、この文教地区にギャラリーが開設されることは、地区の個性を高める上でも重要である。

2.2 高知市におけるギャラリーの使用料金の現況

高知市における公共・民間のギャラリーの内、おおよそその展示スペースの面積を算出出来るものを利用して、1㎡当たりの使用料金を算出した。ただし、料金は一週間単位とした。

1)公共部門

公共部門の算出結果は表1の通りである。

表1. ギャラリー(公共)の1㎡当たりの利用料金

		展示スペース (㎡)	利用料金 (円)	1㎡当たり 利用料金(円/㎡)
高知市文化プラザ かるぼーと	第1展示室	490㎡	242,900	496
	第2展示室	490㎡	242,900	496
	第3展示室	256㎡	133,700	522
	第4展示室	111㎡	64,400	580
	第5展示室	88.4㎡	45,500	515

2)民間部門

民間部門の算出結果は表2の通りである。

表2. ギャラリー(民間)別1㎡当たり利用料金

	展示 スペース (㎡)	使用料金(円)			1㎡当たり単価(円/㎡)		
		通常	学生	展示販売	通常	学生	展示販売
M2	約6.7㎡	75,000			約11,194		
ファウスト ギャラリー	約66㎡	40,000	30,000		約606	約455	
ラルゴ ギャラリー-1	約58.4㎡	40,000		30,000 +売上の10%	約685		約514
ラルゴ ギャラリー-2	約34.5㎡	25,000		20,000 +売上の10%	約725		約580
ラルゴ ギャラリー-1+2	約92.9㎡	50,000		40,000 +売上の10%	約538		約431

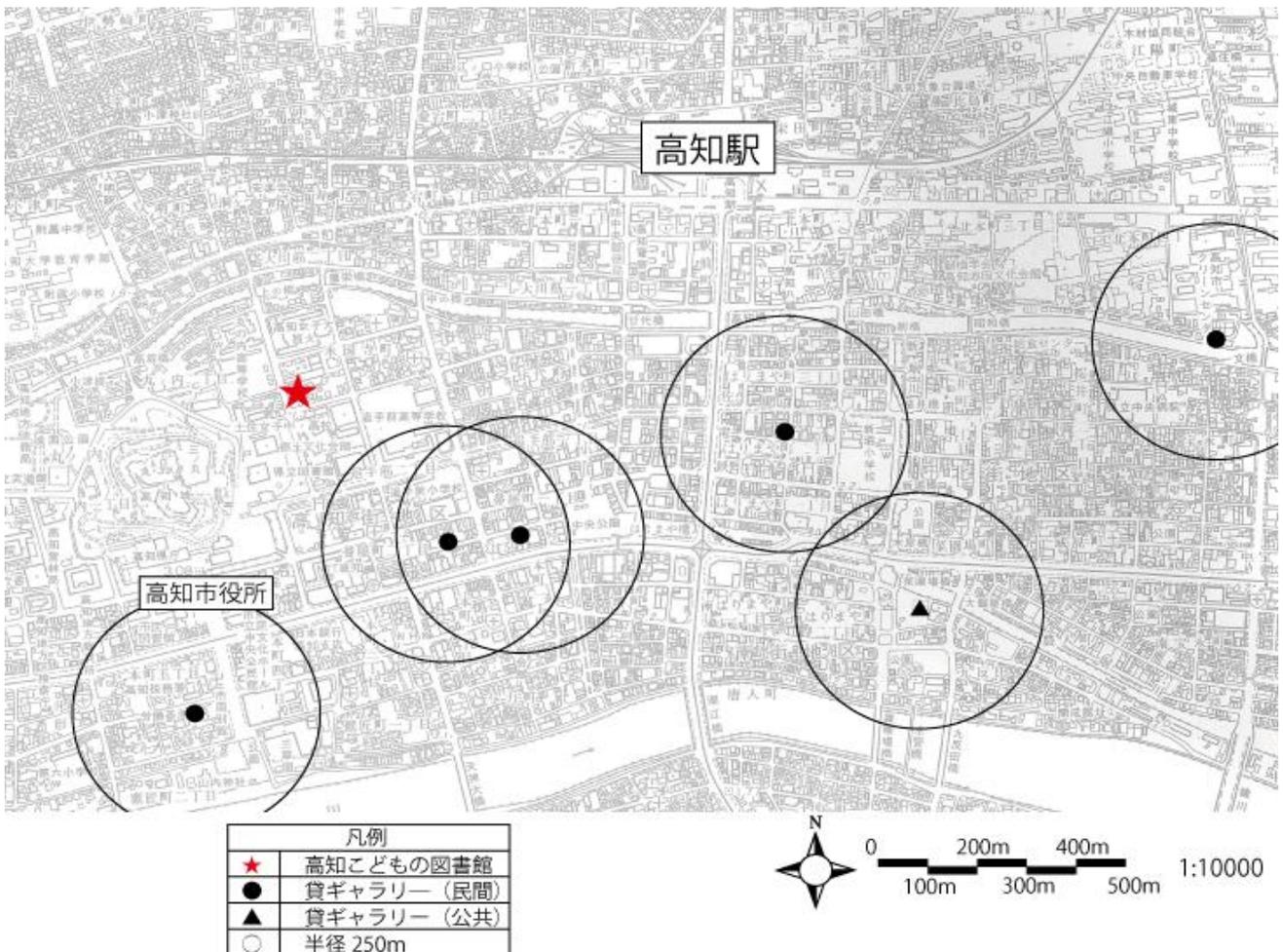


図3.高知市中心部のギャラリー分布図

3. 地方の都市におけるギャラリー利用規約の現況と共通項目の抽出

1) 利用規約の現況

- 省略 -

2) 利用規約の共通項目の抽出

高知市及び地方の都市におけるギャラリーの利用規約を収集・整理した。その中から高知こどもの図書館ギャラリーにとって必要であると考えられる14項目を抽出した。これらを、ギャラリーの利用規約項目として使用する。また、規約作成の際に、使用目的と使用料金が、特に、検討を要する項目となる。

表3. 共通している利用規約項目

使用目的	作品の販売について
使用期間	搬入・搬出
使用時間	展示方法
使用料金	作品の管理
使用料金の支払い	設備・備品
申し込みについて	案内状
キャンセルについて	その他の注意事項

4. 高知こどもの図書館ギャラリーにおける利用規約の検討

1) 使用目的

使用目的は、図書館の設立趣旨や活動理念に則したものに設定する。よって、「高知こどもの図書館ギャラリー『あたりえほん』は、当図書館の設立趣旨や活動理念に則した、絵画・版画・陶芸・彫刻・書・写真・手工芸などの幅広いジャンルで、個展やグループ展などの作品発表の場としてご利用頂けます。」と設定した。

2) 使用料金

使用料金の検討は、2章で算出した1週間の料金の1㎡当たり単価を、図書館ギャラリーの展示スペースの面積に乗じた価格を用いて、大人料金と学生料金に分けて行った。

(1) 大人料金

使用料金の1㎡当たり単価の平均を、高知こどもの図書館ギャラリーの展示スペースの面積に乗じた価格は、公共では、約13,990円/1週間となった。また、民間では、約17,152円/1週間となった。そこで、高知こどもの図書館ギャラリーにおける使用料金は、公共とほぼ同じ価格である、14,000円/1週間が妥当であるとした。したがって、大人料金は2,000円/日となる。

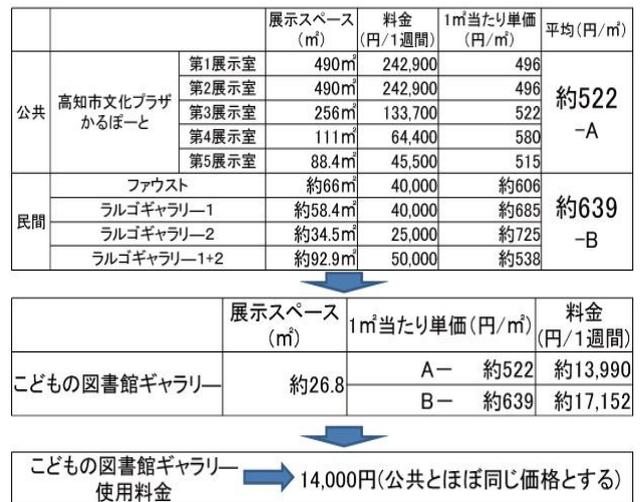


図4. 使用料金の検討(大人料金)

(2) 学生料金

学生料金は、今回収集した事例では、ファウストギャラリーにのみ設けられていた。その1㎡当たり単価を、高知こどもの図書館ギャラリーの展示スペースの面積に乗じた価格は、約12,194円/1週間となった。そこで、高知こどもの図書館ギャラリーにおける使用料金は、その15%引きの、10,500円/1週間が妥当であるとした。したがって、学生料金は1,500円/日となる。

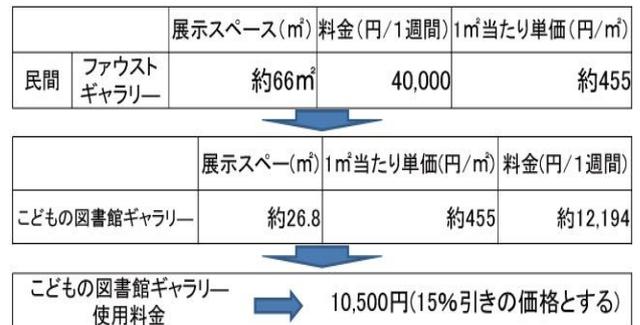


図5. 使用料金の検討(学生料金)

5. ギャラリーの利用規約案の作成

検討した使用目的・使用料金と、その他の規約項目をまとめ、高知こどもの図書館ギャラリーにおける利用規約案を作成した。(図6)

用しやすい使用料金を設定出来たといえる。

しかし、今回作成した利用規約案では、展示作品の販売を行わないことにしている。よって、それを行う場合は、その使用料金も検討する必要がある。

6. まとめ-成果と課題

今回の研究で、たたき台としての、高知こどもの図書館ギャラリーにおける利用規約案を作成することが出来た。また、図書館の設立趣旨や活動理念に基づいた使用目的と、市民や他の公益団体にとって利

<参考文献>

1. 高知こどもの図書館 2011年度通常総会 討議資料
2. 高知市文化プラザ条例 平成12年10月1日施行
3. 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例 平成5年3月22日施行

<p>1. 使用目的 高知こどもの図書館ギャラリー「あとろえほん」は、当図書館の設立趣旨や活動理念に則した絵画・版画・陶芸・彫刻・書・写真・手工芸などの幅広いジャンルで、個展やグループ展などの作品発表の場としてご利用いただけます。但し、音の出るもの、臭いが出るもの、他人に不快感をあたえるものは不可です。また、お申込みの際と異なった目的での使用、使用权の転貸、譲渡は固くお断りいたします。</p> <p>2. 使用期間等 1) 使用時間 10:00～18:00 2) 定休日 火曜日(木曜日は図書館の休館日ですが、職員は基本出勤しておりますので、展示をお休みするか否かは、使用者側の判断にお任せします。)</p> <p>3. 使用料金等 3.1 使用料金 大人：2,000円/日 学生：1,500円/日 3.2 申し込み 申し込みの際は、当図書館までお越し下さい。 3.3 支払い方法 当図書館にて直接お支払い下さい。</p>	<p>3. 4 キャンセル料 キャンセルの申し出があった時期に応じて、以下の料金をキャンセル料として使用者側で負担して頂きます。 ・使用日の2ヶ月前：キャンセル料無し ・使用日の2ヶ月以内：使用料金の50% ・使用日の1ヶ月以内：使用料金の70%</p> <p>4. 搬入・搬出 搬入・設置作業、片づけ・搬出は、全て貸出期間中の10:00～18:00の間で行って下さい。</p> <p>5. 展示作品の管理 作品の管理は使用者側の責任で行ってください。火災、盗難など不慮の事故に関しては一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。</p> <p>6. 設備・備品等の管理 ギャラリーの設備、備品等を破損、汚損、紛失された場合は、損害を実費にて弁償して頂きます。</p> <p>7. 展示方法 1) 展示台 展示台として、テーブル、本棚、本立て、箱形棚等をご利用頂けます。 2) 壁面への展示 付帯設備のピックアップレールワイヤー、パーテーションをご利用頂けます。</p>	<p>3) その他 その他に椅子等もご利用頂けます。上記以外に必要なものは、使用者側でご用意下さい。</p> <p>8. 案内状等・受付 1) 案内状・ポスター 案内状、ポスターなどの作成・配布は使用者側にて行って下さい。当図書館の掲示板にポスターを掲示することが可能です。ご希望の方はお申し付け下さい。 2) 受付 受付は基本的には利用者側でご用意下さい。</p> <p>9. その他の注意事項 1) 使用の中止 利用規約に違反する行為が認められる、使用目的、企画内容が申し込み時と著しく異なる場合は、ご使用を中止させて頂く場合がありますので、予めご了承下さい。 2) 使用の許可 使用目的、企画内容が当ギャラリーに不適当だと判断した場合は使用をお断りする場合がありますので、予めご了承下さい。 3) 禁止事項 ギャラリー内での喫煙、飲酒、騒音の出るものの展示、大量の水の使用等はお断り致します。 4) ゴミの処理 貸出期間中に発生したゴミは当ギャラリーでは処理いたしませんので、お持ち帰り下さい。 5) 駐車場 駐車場は搬入・搬出の際にはご利用頂けますが、それ以外では近隣のコインパーキング等をご利用ください。</p>
--	---	--

図6. 高知こどもの図書館ギャラリーにおける利用規約案